

令和8年度住宅用太陽光発電システム等設置費補助金

《制度概要》

再生可能エネルギーの利用の普及及び地球温暖化の防止に資するため、住宅用太陽光発電システム（発電量2kW以上）、住宅用蓄電システム及び高効率給湯機器設備を同時設置する経費の一部に対して補助金を交付するものです。

《対象者》

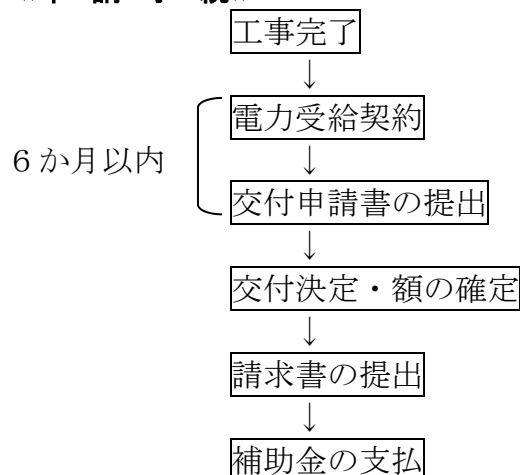
- 宮津市内に住所のある方で、自らが居住する住宅に新たに市の定めた基準を満たす住宅用太陽光発電システムを同時に新設した方又はそれらが設置されている建売住宅を購入した方
 - 市町村税を滞納していない方
- ※既に太陽光発電システムが設置されている場合は、補助の対象にはなりません。

《補助金》

事業	補助金額
自家消費型(FIT売電可)事業 ※太陽光・蓄電システム分のみ 4月1日募集開始(先着順)	太陽光システム： 1万円/kW (上限 4万円) 蓄電システム： 1万円/kWh (上限 5万円) 高効率給湯機器： 対象経費の1/2 (上限30万円) ※コージェネレーションシステムは上限80万円 +1万円(定額)
自家消費型(FIT売電不可)事業 ※4月15日募集開始(先着順)	太陽光システム： 4万円/kW (上限 16万円) 蓄電システム： 4万円/kWh (上限 24万円) 高効率給湯機器※：対象経費の1/2 (上限 30万円) ※コージェネレーションシステムは上限80万円 +2万円(定額)

※太陽光システムと蓄電システムは同時設置することが必須
(高効率給湯機器・コージェネレーションシステムは任意)

《申請手続》



添付書類

- (1) 住宅用太陽光発電システムの設置工事に係る契約書の写し及び設置状況が確認できる写真(着工前及び工事完了後のもの)
 - (2) 電気事業者との電力受給契約内容を確認できる書類の写し
 - (3) 市長が別に定める基準に適合する太陽光発電システムであることを確認できる書類
 - (4) 住宅用蓄電システムの設置工事に係る契約書の写し及び設置状況が確認できる写真
 - (5) 設置した太陽光・蓄電システムの仕様が掲載されたカタログ
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- ※その他、各事業によって条件及び添付書類が異なります。
詳細については担当窓口へお問い合わせください。

《申請受付》

- ・自家消費型(FIT売電不可)事業の補助を受けようとする方は、**受付開始日以降**に工事の契約締結及び着工をし、**令和9年1月31日までに工事完了及び交付申請書を提出**する必要があります。